

# 個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

## 個人情報保護法

### 個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

## 番号利用法

### 特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充  
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

## 背景

- 情報通信技術の進展により、**膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代**が到来。
- 他方、**個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）**のために、企業は**利活用を躊躇**。（例：大手交通系企業のデータ提供）
- **また、いわゆる名簿屋問題**（例：大手教育出版系企業の個人情報大量流出）により、**個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大**。



## 対応

- **個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決し、また、誰の情報か分からないように加工された「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めることにより経済を活性化**。
- **他方、いわゆる名簿屋問題対策として、必要に応じて個人情報の流通経路を辿ることができるようにし、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け、不正な個人情報の流通を抑止**。